

第21期第19回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和3年1月29日（金） 13：30～14：30

II 場 所：いわき合同庁舎 南分庁舎3階大会議室
(いわき市平字梅本15)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）

議案第2号 漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の制限措置について（諮問・答申）

議案第3号 知事許可漁業に係る漁業種類別の取扱方針の制定について（協議）

議案第4号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議案第5号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

議案第6号 いかつり漁業に関する委員会指示について

(2) 報告事項

ア 福島海区漁業調整委員会のWEBサイト開設について

イ 全国海区漁業調整委員会連合会役員の選出について

ウ 東日本ブロック会議の結果について

エ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について

6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者及び欠席者

1 委 員

(1) 出席者 11名

新妻 芳弘 会長	狩野 一美 会長代理	塩谷 弘康 委員
鈴木 延枝 委員	阿野田 城次 委員	今泉 安雄 委員
小野 重美 委員	櫻井 正志 委員	松野 豊喜 委員
馬目 祐市 委員	山下 博行 委員	

(2) 欠席者 4名

立谷 秀清 委員 清水 敏男 委員 川邊 みどり 委員
高野 一郎 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
水産課 主任主査	成田 薫
水産事務所長	石田 敏則
水産事務所 主任主査	渡辺 透
水産海洋研究センター所長	齋藤 健
水産資源研究所長	山廻邊 昭文
海区事務局 次長（業務担当）	根本 芳春
〃 主査	浅井 友和
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 副主査	川本 和宏
〃 主事	千野 力
〃 専門員	樋村 郁雄

1 開会（13：30～）

事務局	それでは、定刻となりましたので、これより第21期第19回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
-----	--

2 会長挨拶

事務局 (根本次長)	はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	<p>本日は、お忙しい中、第21期第19回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、心配される中での開催となりましたが、皆様も健康に十分に御留意いただければ思います。</p> <p>さて、まもなく震災から10年を迎えるが、4月からは試験操業も次の段階に移行すると伺っております。ようやく本格操業への兆しが見えてきました。これも、皆様の御苦労と御尽力があってのものと思います。大変な時期ではありますが、早期に震災前の活気ある漁業が戻ることを願っておられます。</p> <p>本日は、議案6題と報告事項4題が予定されておりますので、活発な協議と御審議についてよろしくお願ひいたします。</p>

3 出席状況報告

事務局 (根本次長)	次に、委員の出席状況を御報告いたします。
	本日は、全15名のうち、川邊委員、清水委員、立谷委員、高野委員を除く11名の御出席をいただいております。

よって、漁業法第145条1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします

4 議事録署名人の選出

事務局 (根本次長)	議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。
会長	福島海区漁業調整委員会運営規程第11条1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。
両委員	では、会長、よろしくお願ひいたします。
	それでは、議事録署名人には、塩谷委員、今泉委員を指名いたします。

両委員には、よろしくお願ひいたします。
（「はい」）

5 議事

事務局 (根本次長)	これより、議事に入ります。
	議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。

会長、よろしくお願ひいたします。

（1）議題

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）

議長	<p>それでは、議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。</p>
水野課長	<p>議案第1号について説明いたします。特定水産資源は、さんまやさば類など現行のTAC魚種が該当しており、このうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3管理年度に対象となる、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、改正漁業法第15条第1項第2号に基づき、農林水産大臣が各県への当初配分数量を定めます。知事は、改正漁業法第16条第1項に基づき、この範囲内において、知事が策定する福島県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定めるものです。</p> <p>資料4ページをお開きください。</p> <p>1月7日付けで貴委員会に諮問いたしました諮問文の写しでございます。</p> <p>資料6ページをお開きください。</p> <p>令和3管理年度における漁獲可能量は、くろまぐろ（小型魚）で7.9トン、くろまぐろ（大型魚）で1.0トンとなり、いずれも前管理期間と同様としております。この数量は、農林水産大臣が各都道府県の配分数量を定める際、大型魚については直近年である2019年度から過去5年間の知事管理漁業による水揚数量の最大実績を勘案して定められます。</p> <p>福島県においては、過去5年間の実績が0トンでしたが、第6管理期間と同様の1.0トンの配分となったものです。</p> <p>また、小型魚の配分方針については第6管理期間当初と同様の数量となることから7.9トンとしています。農林水産大臣が定める当初配分数量については、12月16日に開催された水産政策審議会において、くろまぐろ（小型魚）で7.9トン、くろまぐろ（大型魚）で1.0トンと答申されており、令和2年12月24日付で配分通知がございました。</p> <p>なお、資料5ページが、告示の案でございますが、施行日までの間、軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。

	令和3年1月7日付で知事から諮問がありました「特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	（挙手総員）
議長	全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第2号 漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の制限措置について（諮問・答申）	
議長	それでは、議案第2号「漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の制限措置について（諮問・答申）」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
水野課長	資料7ページをお開きください。 漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の制限措置について、貴委員会に諮問させていただいた写しでございます。 資料8ページをお開きください。 昨年、貴委員会に諮問のうえ、定め、公示しました他県からの入会にかかるどう漁業の許可の制限措置のうち、操業区域について誤りがあったため、修正するものでございます。 説明は以上でございます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はございませんか。
各委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	（「はい」との声あり）
議長	それでは、採決いたします。 令和3年1月13日付で知事から諮問がありました「漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の制限措置について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	（挙手総員）
議長	全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第3号 知事許可漁業に係る漁業種類別の取扱方針の制定について（協議）	
議長	それでは、議案第3号「知事許可漁業に係る漁業種類別の取扱方針の制定について（協議）」を議題といたします。

	知事から協議されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
水野課長	<p>資料 9 ページをお開きください。</p> <p>知事許可漁業に係る漁業種類別の取扱方針の制定に当たり、貴委員会の意見を求める協議文の写しでございます。</p> <p>資料 10 ページをお開きください。</p> <p>協議いたしました新たな取扱方針の制定の案の概要をまとめたものでございます。</p> <p>1 の趣旨でございますが、昨年 12 月 1 日の改正漁業法及び新たな福島県漁業調整規則の施行に伴い、漁業種類別の知事許可の取扱い方針を定めるものでございます。</p> <p>2 の概要でございますが、漁業調整規則の制定と同様に、許可の取扱方針についても、これまでの取扱いを継続する内容としております。また、今回の制度の見直しによる変更に対応するものでございます。</p> <p>具体的な変更点といたしまして、(1) から (5) に記載いたしました。</p> <p>(1) の制限措置の公示による許可申請への対応といたしまして、取扱い方針に制限措置の項目を新たに設けたもの。</p> <p>(2) は、漁業協同組合長等の同意の削除。</p> <p>(3) は、漁業協同組合に所属しないものへの許可が想定されることから、その場合、操業区域から、漁業権漁場を除く規定を追加するものでございます。</p> <p>(4) は、漁業調整規則で規定したことに伴う、取扱い方針からの削除。</p> <p>(5) といたしまして、漁業法改正等に伴う参考条項の条ずれの修正と、運用実態のない条項の整理でございます。</p> <p>資料の 11 ページをお開きください。</p> <p>新旧対照で、あわび漁業の許可に関する取扱方針のほか 25 の取扱い方針を示しております。</p> <p>資料の 49 ページをお開きください。</p> <p>機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご、しらすひき網の例で、制定案を説明いたします。左が制定案、右が旧取扱方針でございます。左側制定案、第 2 、制限措置が新設でございます。</p> <p>制限措置の (1) の漁業種類は新設でございますが、許可の対象となる漁業種類を記載するものでございます。</p> <p>(2) は船舶の総トン数でございますが、右側旧取扱方針の第 3 、許可の適格船から移行しております。</p> <p>(3) は、新設の推進機関の馬力数でございますが、申請総トン数の記載とあわせ、同トン、同馬力、減トン、減馬力について、従来どおり変更の申請に当たらないように記載してございます。</p> <p>(4) の操業区域につきましては、右側、旧取扱方針の操業区</p>

域、49ページの一番下から52ページの記載を移行してございます。

さらに、資料の51ページ、左側の制定案の下から5行目、(イ)の部分が、先ほど改正概要の(3)で御説明した、同意のない場合に、漁業権漁場を操業区域から除外する規定でございます。

また、資料52ページの右側、旧取扱方針の上のほう、操業区域の表の下に、(2)にあります漁業協同組合長の同意による(1)の区域外での操業の規定につきましては、右側備考欄にも記載しましたが、先ほど改正概要の(5)で御説明した運用実績がない規定として削除いたしました。

資料51ページにお戻りいただき、左側、制定案の下から2行目、(5)制限措置のうちの漁業時期につきましては、資料52ページの右側、中ほどの旧取扱方針第5の操業期間のまま規定しております。

資料52ページ、左側の制定案の上のほう、(6)漁業を営む者の資格でございますが、資料49ページの右側、旧取扱方針の第2、許可等をしない場合の(3)により、福島県に住所を有しない者には許可しないとしていたことから、漁業を営む者の資格を福島県に住所を有するものとしております。

資料52ページにお戻りください。

左側、中ほど、制定案の第3、許可等の条件につきましては、右側下のほうの旧取扱方針の第7、制限及び条件のまま移行してございます。

次に、左側、制定案の第4、許可をしない場合でございますが、3項目記載してございます。資料49ページの右側、旧取扱方針の第2の許可しない場合のうち、(2)の漁業協同組合長の同意について、先ほど制定概要の(2)で御説明のとおり、知事の許可権限が制限されないよう定めないこととされたものでございまして、削除しております。

また、旧取扱方針の第2の許可しない場合のうち、(3)の本県に住所を有しない者の申請については、制限措置の(6)漁業を営む資格に規定したことによる削除でございます。

それにより、旧取扱方針の5項目が制定案では3項目となっております。

資料53ページをお開きください。

左側制定案の第5、2そうびきの漁法は資料52ページ、右側、旧取扱方針の中段、第6を移行したものでございます。

お戻りいただき、資料53ページ、左側の制定案の第6の他県からの入会につきましては、同じページの右側旧取扱方針の第8、他県からの入会の内容をそのまま規定したものでございます。

本日配布いたしました、漁業種類別の取扱方針、項目対照表の

	<p>10ページをお開きください。</p> <p>御説明いたしました、しらうお等の船びき網の取扱方針の旧から制定案への移行状況の概要をまとめたものでございます。</p> <p>同様に、1ページのあわび漁業の許可に関する取扱方針以下、全25漁業種類について、旧取扱方針の内容が移行されていることが確認いただけます。</p> <p>御説明は、以上でございます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 令和3年1月13日付けで知事から協議がありました「知事許可漁業に係る漁業種類別の取扱方針の制定について」は、「異議なし」で回答することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	全員賛成ですので、「異議なし」で回答することに決定されました。

議案第4号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議長	<p>それでは、議案第4号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局 (根本次長)	<p>議案第4号すくい網漁業に関する委員会指示について御説明いたします。</p> <p>資料は、115ページからになります。</p> <p>この指示は、「すくい網漁業」によるオキアミやイカナゴの操業を制限するもので、昭和54年に初めて発動されております。この漁業は、海面近くに形成されたオキアミやイカナゴの群れを網ですくい上げて漁獲するもので、宮城県、岩手県では知事許可漁業となっておりますが、本県では行われていない漁業です。</p> <p>116ページを御覧ください。指示発動の経過等について、御説明いたします。</p> <p>昭和52年、53年の春に本県沖にオキアミ漁場が形成され、この対応として「おきあみひき網漁業」の知事許可移行が提案され、小委員会による検討等を経て、53年に、「おきあみひき網漁業」については知事許可漁業に、「おきあみすくい網漁業」については委員会による承認漁業となった経緯があります。また、</p>

指示発動の理由は、中ほどに示しておりますが、「すくい網漁業」を自由漁業のままにしておいたのでは、宮城県船を取り締まれない。委員会指示にすれば、仙台湾入会の交渉材料として期待できる、といった背景もございました。

指示内容の推移ですが、真ん中の表を御覧ください。現在の内容となったのは、対象船舶に関しては、平成6年に15トン未満一本に統一しております。

また、操業期間については、平成2年に、イカナゴが「3月1日から同月31日まで」に、オキアミが「3月1日から5月31日まで」に変更しております。

操業海域については、オキアミは、小型機船底びき網禁止線以深であり、当初から変更はありませんが、イカナゴについては、昭和58年に、県外船は、小型機船底びき網禁止線以深で、新田川河口以北、県内船は、小型機船底びき網禁止線以深で、富岡川河口以北に制限しております。

これまでの承認状況は、県外船については、宮城県船を対象に26隻の枠を設け、平成10年以降9隻を承認しておりましたが、平成24年以降は承認実績がありません。

116ページ下の方にあります指示の継続理由にもお示ししたように、「すくい網漁業」は、海況次第では本県沖に漁場が形成される可能性があること、また、宮城県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由がないことから、引き続き委員会指示の発動が必要と思われます。

一番下を御覧ください。承認枠につきましては、従来同様、県内船には枠を設げず、県外船には宮城県船の26隻とし、指示の内容につきましては、115ページのとおりとし、これを朗読して御提案させていただきます。

<指示朗読>

指示内容につきまして、御審議をよろしくお願ひいたします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第4号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を、原案どおり発動することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり発動することに決定されました。

議案第5号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

議長	<p>それでは、議案第5号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局 (根本次長)	<p>議案第5号こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について御説明いたします。</p> <p>資料は、117ページからになります。</p> <p>この指示は、イカナゴの稚魚であるコウナゴを漁獲対象とする「こうなご電気棒受網漁業」の操業期間、操業区域等について制限するもので、「すくい網漁業」と同様に昭和54年に初めて発動されました。この漁業は、全長5センチメートル程度のコウナゴを、光に集まる性質を利用して、夜間、集魚灯を用いて水面近くに集め、棒受け網ですくって漁獲するもので、宮城県、岩手県では、通称「ランプ網」と呼ばれる「火光利用敷網漁業」として知事許可漁業となっております。</p> <p>118ページを御覧ください。指示発動までの経過等について御説明いたします。昭和53年に、岩手県から、いかつり船の操業不振対策として、本県海域での電気棒受網の入会操業の申し入れがありました。委員会では、この申し入れを了承しましたが、岩手県船の協定違反等によるトラブルが発生したことから、翌年からは承認漁業として取り扱うことが委員会で決定されました。指示発動の理由としては、本漁業を承認漁業にして、岩手県との入会協調を宮城県の頭越しに行うことで、仙台湾入会交渉に関して宮城県をこちらのペースに巻き込むことを期待するというものでした。</p> <p>指示内容等の推移については、真ん中の表にありますが、対象船舶は、平成6年以降、県内及び県外船とも15トン未満に統一し、操業期間は、平成2年以降、同年4月1日から同月30日までに短縮し、操業海域は、昭和62年以降、県内船が夏井川以北、県外船が夏井川以北でかつ小型機船底曳き網禁止線以深に制限しております。</p> <p>その下表にある承認枠については、岩手県に昭和54年当時18隻を設けておりましたが、承認実績隻数の減少とともに削減を行い、平成4年以降には2隻となっております。承認実績は平成14年以降、皆無となっております。なお、宮城県に対しては、当初から承認枠の設定は行っておりません。また、県内船については、過去に操業したこと也有ったようですが定着せず、近年における県内船の承認実績もありません。本漁業は、岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした主要漁業で、制度上も知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はないことから、継続して委員会指示の発動が必要と考えます。</p> <p>なお、現段階では、「すくい網」と同じく、仙台湾の入会交渉</p>

	<p>の切り札になるものではありませんが、継続して指示を発動し、交渉のカードとして持っておく必要もあるかと思います。</p> <p>一番下を御覧ください。承認枠については、県内船につきましては、従来同様枠を設けず、県外船につきましては、平成4年以降同様に、岩手県の2隻とし、指示の内容は117ページのとおりで、これを朗読してご提案いたします。</p> <p><指示朗読></p> <p>以上、指示内容につきまして、御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第5号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を、原案どおり発動することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり発動することに決定されました。

議案第6号 いかつり漁業に関する委員会指示について

議長	<p>それでは、議案第6号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局 (根本次長)	<p>議案第6号いかつり漁業に関する委員会指示について御説明いたします。</p> <p>資料は、119ページからになります。</p> <p>120ページを御覧ください。指示発動の経過について説明いたします。昭和51年2月の海区全員協議会におきまして、水産試験場の調査結果から、本県沖合にスルメイカの漁場形成の可能性があること、相馬原釜の底びき網船から、裏作として新規着業の意向があったことから、承認制導入の要望がありました。さらに、当時、茨城県、宮城県が承認制としたこと、また、底びき網船との競合等を調整する必要が生じたことから、昭和51年7月に、初めて委員会指示が発動されました。</p> <p>その後、指示の内容につきましては、表に示したとおり、対象船舶、操業期間、操業区域、承認枠等に関して適宜調整がなされ、平成20年以降、現在の形に落ち着いています。</p> <p>次に、資料の121ページをご覧ください。</p> <p>平成18年以降の道県別の承認枠、承認実績、操業実績を示し</p>

ております。県外船の承認実績は、平成18年の67隻から徐々に減少しております。震災のあった平成23年以降は、10～13隻を承認しましたが、操業実績はありません。また、県内船の承認実績は、平成22年の23隻から、震災後はゼロとなっておりましたが、令和元年度に漁協無所属船から申請があり、2隻を承認しました。

現在、本県沿岸漁業は、原発事故の影響により操業自粛となっておりますが、試験操業で行われている浅海域のさし網への物理的被害防止等のために、従来同様、委員会指示の発動が必要と考えます。

承認隻数の枠につきましては、平成20年以降同様に、表の一番下に示しましたとおり、県内船には枠を設けず、県外船には150隻の枠とすることを御提案いたします。

なお、参考まで122ページに本県のいかつり漁業による水揚げ実績を載せておりますが、説明は省略させていただきます。

委員会指示の案につきましては、資料119ページのとおりで、これを朗読して、御提案いたします。

<指示朗読>

説明は以上でございます、御審議についてよろしくお願ひいたします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第6号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を、原案どおり発動することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり発動することに決定されました。

(2) 報告事項

報告事項 ア 福島海区漁業調整委員会のWEBサイト開設について

議長	続きまして、報告事項に移ります。報告事項ア「福島海区漁業調整委員会のWEBサイト開設について」、事務局から説明願います。
事務局 (根本次長)	報告事項 ア 福島海区漁業調整委員会のWEBサイト開設について御報告いたします。 資料の123ページをお開きください。目的としましては、改正漁業法の施行により、委員会の議事録をWEB等で公開する必要

	<p>が生じたこと、また、委員会の役割、内容を広く県民に周知するために、福島県のWEBサイト内に福島海区漁業調整委員会のWEBサイトを新たに開設するものです。運用開始は令和3年2月1日を予定しております。掲載内容は、(1)福島海区漁業調整委員会について、委員会の役割の説明と委員の名簿を掲載いたします。(2)委員会の開催状況として、次回開催予定の案内と本日の委員会以降について議事録を掲載いたします。(3)委員会指示については、各指示の内容について掲載いたします。(4)委員会承認漁業の申請手続等として、承認漁業事務取扱要領と申請に必要な各種様式を掲載いたします。</p> <p>なお、124ページにトップページのイメージを記載しております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項 イ 全国海区漁業調整委員会連合会役員の選出について	
議長	続きまして、報告事項イ「全国海区漁業調整委員会連合会役員の選出について」、事務局から説明願います。
事務局 (根本次長)	<p>報告事項 イ 全国海区漁業調整委員会連合会役員の選出について御報告いたします。</p> <p>資料の125ページを御覧ください。全国海区漁業調整委員会連合会の役員につきましては、4ブロックの持ち回りとなっておりまして、令和3年5月からの4年間の東日本ブロックの割り当ては会長1名、副会長2名、理事2名、監事2名となっております。</p> <p>東日本ブロックの役員については輪番となっておりまして、過去に会長を経験していない県は、岩手、福島、静岡の3県でございます。過去に会長を経験していない県から選出することが慣例となっていることから、今回該当する3県で協議することになりました。10月23日にWEB会議で協議した結果、候補は、4のとおりで、前半の2年は、会長を静岡県、会長代理の副会長を福島県。後半の2年間は逆に会長が福島県となりました。</p> <p>会長は、当該ブロックの理事による互選となるため、今後所定の手続きを踏んで正式に決定されます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項 ウ 東日本ブロック会議の結果について	
議 長	続きまして、報告事項ウ「東日本ブロック会議の結果について」、事務局から説明願います。
事務局 (根本次長)	<p>報告事項 ウ 東日本ブロック会議の結果について御報告いたします。</p> <p>資料の127ページを御覧ください。</p> <p>今年度のブロック会議は千葉県での開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、書面での議決となりました。資料の130ページを御覧ください。議事としては、令和3年に向けた要望事項について、次期役員の選出について、次年度開催海区についての3議案です。要望については131ページから155ページに記載されており、本県から要望したクロマグロの資源管理も原案どおり記載されました。役員については、先ほど報告したとおりです。次年度開催県は東京都に決まりました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項 エ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について	
議 長	続きまして、報告事項エ「太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明願います。
事務局 (根本次長)	<p>報告事項 エ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について御報告いたします。</p> <p>太平洋北部会、本会とも12月2日に、WEB会議で開催され、松野委員に出席を頂いております。</p> <p>資料につきましては、本県に関連する部分を抜粋してお配りしております。</p> <p>資料の162ページを御覧ください。</p> <p>北部会では、広域魚種の資源管理について、沖合性カレイ類の保護区Ⅲの取扱い、太平洋北部会事務規定の一部改正について、その他として新たな資源管理推進に向けたロードマップについて水産庁から説明がありました。</p> <p>163ページを御覧ください。4魚種について資源水準、資源動向について記載されております。次に164ページを御覧ください。宮城県沖に沖合性カレイ類の保護区が設定されておりますが、昨年までは、宮城県の底びき網が福島県沖での操業を自粛していたことから、この保護区については暫定的に開放が認められていましたが、今年から、底びき網漁船の一部が福島県沖で操業することになったため、保護区の開放はなくなりました。</p>

次に資料166ページを御覧ください。こちらは本会議の次第です。議題としては、広域魚種の資源管理、伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する委員会指示、太平洋クロマグロに関する委員会指示、その他として改正漁業法の施行と令和3年度の資源管理関係予算について水産庁から説明がありました。

167ページを御覧ください。伊勢湾・三河湾のイカナゴについては、操業を終了する日、親魚の保護区、小型魚の保護育成期間について、広域漁業調整委員会の指示が発動されています。当該海域については、平成28年度以降、資源が非常に少なく自主的に禁漁が続いていることが報告されました。

資料168ページを御覧ください。太平洋クロマグロに関する委員会指示です。内容としては大きな変更はございません。

以上概略についてご説明いたしましたが、詳細な資料をご希望する方は後ほど事務局まで申しつけください。これで報告を終わりります。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

6 閉会	
議長	これで予定された議題については終了しました。これをもちまして、第21期第19回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さま、お疲れ様でした。

令和3年1月29日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会

長

新妻芳弘

議事録署名人

島谷弘康

議事録署名人

今泉安雄